

5-3. 側面衝突時の乗員保護に係る基準(UN-R95)

- 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車※

※ 乗員保護要件・電気安全・燃料漏れに関する要件を、シート高に寄らず全て適用。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

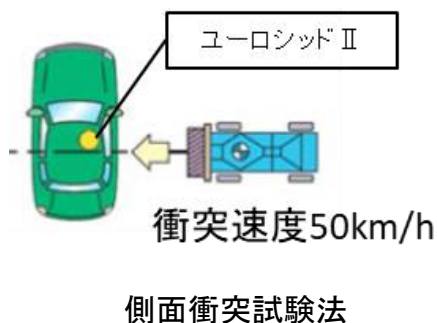
- 改正概要

- 我が国では、側面衝突時の乗員保護に関する安全対策を推進するため、国際規則（協定規則第 95 号）を保安基準に取り入れ、頭部加速度などの乗員保護に関する基準値に加え、燃料漏れや感電防止に係る技術的要件※を課している。

- 今般、国際的な議論を踏まえた上で、更なる安全対策を推進するため、上記の適用範囲における全ての自動車（従来は、座席高さ 700mm を超える自動車は適用範囲外）に対して技術的要件※が適用されるよう、所要の改正を行う。

※技術的要件の例：

- ・衝突後に高電圧からの感電保護、物理的保護、絶縁抵抗、電解液の流出、REESS の客室侵入が無いこと
- ・衝突後に液体燃料漏れが生じないこと など



- 改正時期(予定)
令和2年12月下旬
- 適用時期(予定)
調整中